

令和8年度埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への
しょうがく きゅうふきん
奨学のための給付金（通常給付）



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっちゃん」



申請のしおり

令和8年度の「専攻科の生徒への奨学のための給付金」希望する場合は、学校が指定する日までに申請書類を学校へ提出してください。

1 奨学のための給付金とは

- 授業料以外の教育費を支援する制度です。【返還不要】
- 給付を希望する場合は、申請書類の提出が必要です。
(希望しない方は、提出する必要はありません。)

2 給付額

令和8年度給付額 (年額)	生徒が国籍要件を満たしている	生徒が国籍要件を満たしていない
住民税所得割が非課税の世帯	50,500円	50,500円
住民税所得割が105,500円未満の世帯	16,830円	10,100円
住民税所得割が264,500円未満であり、 かつ、扶養する子が3人以上いる世帯	12,630円	10,100円

※国籍要件は、次頁の「生徒本人の国籍・在留資格等について」をご確認ください。

お問い合わせ

① 生徒が在学している学校

② (制度・申請方法に関すること)

埼玉県高等学校修学支援制度コールセンター
TEL 048-830-8855

(審査状況に関すること)

埼玉県高等学校修学支援事務局
TEL 048-711-7012

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索



3 対象となる方

次の（１）～（３）の要件を基準日（令和８年７月１日）現在ですべて満たしている必要があります。

（１）高等学校等専攻科修学支援金の支給を受ける資格を有している生徒（以下「生徒」という。）がいる世帯

（２）次のいずれかに該当する世帯

- a. 市町村民税・道府県民税所得割額の合算が 0 円（非課税）の世帯
- b. 市町村民税・道府県民税所得割額の合算が 105,500 円未満の世帯（a を除く。）
- c. 市町村民税・道府県民税所得割額の合算が 264,500 円未満であり、かつ、扶養する子^{*1}が 3 人以上^{*2}いる世帯（a 及び b を除く。）

※いずれも家計急変による経済的理由から、市町村民税・道府県民税所得割額の合算が a～c に相当する世帯も対象となる。

（３）生計維持者（父母等）が埼玉県内に住所を有している世帯

<留意点>

- 生徒が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）が支給されている場合は、この制度の対象となりません。
- 生計維持者（父母等）が令和 8 年 1 月 1 日時点で海外にあり、住民税が課税されていない場合は、この制度の対象となりません（家計急変世帯を除く。）。
- 生計維持者（父母等）が埼玉県外に居住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

* 1 扶養する子とは、生計維持者との続柄が子であること又は扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ、生計維持者との続柄が尊属でないことを満たす場合をいいます。

* 2 生計維持者全員の、前年度の市町村民税における扶養親族数の合計（配偶者を除く扶養親族の合計（市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等がいる場合はその人数を含める。））と、扶養親族申告書に記載された扶養する子の数の合計を比較し、いずれか少ない方の数を扶養する子の数とします。

◆生徒本人の国籍・在留資格等について

生徒本人が以下のいずれかの国籍・在留資格等を有している場合に、国籍要件を満たしていると判断します。

生徒の国籍・在留資格等に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高等学校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

4 必要な手続き

(1) 申請方法

「(2) 申請書類」にある必要な書類を期日までに、学校へ提出してください。

※ 提出期限については、在学している学校にお問い合わせ・ご相談ください。

～埼玉県在住で県外の学校に在学している方の提出先～

◇ 千葉、群馬、栃木、茨城県内の公立高校に在学されている方は、お通りの学校からの案内に従ってご提出ください。

◇ 上記以外の公立高校に在学している場合、以下の提出先へご提出ください。
(提出先)

〒330 - 9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3 - 15 - 1 埼玉県庁第二庁舎4階

埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当宛て

(2) 申請書類 (○：必須、－：不要)

世帯の状況に該当する申請書類をご確認ください。

生徒が通う学校	世帯の状況*	参照ページ	申請書	振込口座届	扶養親族申告書	在学証明書	所得等確認書類	家計状況確認書類	個人対象要件証明書	支給決定通知書	国籍等確認書類
埼玉県内の 県立高校	A. 非課税世帯または105,500円未満(非課税世帯を除く)の世帯	P5	○	○	-	-	○	-	-	○	-
	B. 264,500円未満であり、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯(Aを除く)	P6	○	○	○	-	○	-	-	○	-
	C. 家計急変によりA,Bに相当する世帯	P9	○	○	Bのみ	-	○	○	-	○	-
埼玉県外の 公立高校	A. 非課税世帯または105,500円未満(非課税世帯を除く)の世帯	P5	○	○	-	○	○	-	○	-	○
	B. 264,500円未満であり、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯(Aを除く)	P6	○	○	○	○	○	-	○	-	○
	C. 家計急変によりA,Bに相当する世帯	P9	○	○	Bのみ	○	○	○	○	-	○

*世帯の状況は、以下の日付時点、又は期間で該当するか判断します。

- A、Bの世帯 R7.1.1～R7.12.31 の収入状況
- Cの世帯 家計急変した時点

※ 埼玉県内の県立高校に在学している生徒で、所得等確認書類として生計維持者の個人番号を提出した場合は、授業料等減免事務において税額照会のためにその個人番号を使用することがあります。

※「国籍等確認書類」については、以下の表を参考にしてください。

国籍・在留資格等	添付書類 （“○” いずれか一つの書類を提出（“●” は必須））
・日本国籍	●住民票の写し
・特別永住者	○特別永住者証明書の写し ○住民票の写し（原本。コピー不可。） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの
・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者	○在留カードの写し ○住民票の写し（原本。コピー不可。） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの
・家族滞在	○在留カードの写し ○住民票の写し（原本。コピー不可。） ※国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ●日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ●日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

【R7.1.1～R7.12.31 の収入】

**A. 令和8年度非課税 又は 105,500 円未満の世帯の方が
提出するもの**

全員必要

- ① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（15～16ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」）
➤ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
※ 生徒本人又は生計維持者の口座を指定してください。
（生徒又は生計維持者以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。学校へご連絡ください。）

専攻科の生徒への奨学のための給付金（早期給付）又は専攻科支援金申請で提出していない方のみ 提出

- ③ **所得等確認書類**
➤ 「個人番号カード（写）等貼付台紙」に生計維持者全員の個人番号カード（写）の裏面を貼り付けてください。
※ 個人番号カード（写）等を提出した場合でも、税額が確認できなかった場合は、後日、課税証明書等の提出をお願いすることがあります。
※ 提出する際、保護者等が持参又は郵送する場合及びマイナンバーの利用目的については8ページを参照してください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ④ **生徒本人の在学証明書**
➤ 埼玉県外の公立高校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ⑤ **個人対象要件証明書**
➤ 埼玉県外の公立高校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

埼玉県内の県立高校に通学の方のみ 提出

- ⑥ **高等学校等専攻科修学支援金の支給決定通知書の写し**
➤ 埼玉県内の県立高校に在学している場合のみ提出してください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

- ⑦ **生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等の確認に係る書類**
➤ 埼玉県外の公立高校に在学している方のみ提出してください。
※ 在留資格に応じて提出書類が異なる場合があります。（4ページ参照）

【R7.1.1～R7.12.31 の収入】

B.令和8年度 105,500 円以上 264,500 円未満、かつ、
扶養する子が 3 人以上の世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **申請書** (埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書)
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」(15, 17ページ)を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届** (様式第5号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」)
➤ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
※ 生徒本人又は生計維持者の口座を指定してください。
(生徒又は生計維持者以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。学校へご連絡ください。)

専攻科の生徒への奨学のための給付金(早期給付)又は専攻科支援金申請で提出していない方のみ 提出

③ **所得等確認書類**

- 「個人番号カード(写)等貼付台紙」に生計維持者全員の個人番号カード(写)の**裏面**を貼り付けてください。
※ 個人番号カード(写)等を提出した場合でも、税額が確認できなかった場合は、後日、課税証明書等の提出をお願いすることがあります。
※ 提出する際、保護者等が持参又は郵送する場合及びマイナンバーの利用目的については8ページを参照してください。

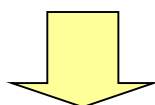
全員必要

- ④ **扶養親族申告書** (様式第11号「扶養親族申告書」)
➤ **令和8年度(令和7年12月31日時点)に実際に扶養している親族(配偶者を除く)全員について記載してください。**
※ 課税証明書等に記載されていない令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することとなった子等がいる場合は、証明書類を添付の上、ご提出ください。
※ 扶養親族の生年月日に誤りがないようご注意ください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

⑤ **生徒本人の在学証明書**

- 埼玉県外の公立高校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を經由して提出する場合は省略できます。



次ページに続く

埼玉県外に通学の方のみ 提出

⑥ 個人対象要件証明書

- 埼玉県外の公立高校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

埼玉県内の県立高校に通学する方のみ 提出

⑦ 高等学校等専攻科修学支援金の支給決定通知書の写し

- 埼玉県内の県立高校に在学している場合のみ提出してください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

⑧ 生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等の確認に係る書類

- 埼玉県外の公立高校に在学している方のみ提出してください。
※ 在留資格に応じて提出書類が異なる場合があります。(4ページ参照)

＜保護者等が個人番号カード（写）等を直接、持参又は郵送する場合＞

保護者等の身元確認ができる書類を提示又は提出する必要があります。（生徒が学校へ持参する場合は不要です。）

- ・ 持参する場合 → 書類を提出する際に、身元確認ができる書類を提示してください。
- ・ 郵送する場合 → 身元確認ができる書類の写しを申請書類と併せて提出してください。

	保護者等の身元確認ができる書類 ※ 生徒の確認書類は不要です。
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（個人番号カード）の表面
マイナンバーカードをお持ちでない方	<p>顔写真付の身分を証明する書類（次の①～⑤の書類から1点）</p> <p>※有効期限内であるものに限る。</p> <p>① 運転免許証又は運転経歴証明書</p> <p>② 旅券（パスポート）</p> <p>③ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳</p> <p>④ 在留カード、特別永住者証明書</p> <p>⑤ 本人の写真の表示のある身分証明書等で個人識別事項の記載があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士証票、顔写真付き学生証、顔写真付き身分証明書、顔写真付き社員証、戦傷病者手帳 ・ 顔写真付き資格証明書 <p>例：船員手帳／海技免状／狩猟・空気銃所持許可証／宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）／電気工事士免状／無線従事者免許証／認定電気工事従事者認定証／特種電気工事資格者認定証／耐空検査員の証／航空従事者技能証明書／運航管理者技能検定合格証明書／動力車操縦者運転免許証／教習資格認定証／検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等</p> <p>※ ①～⑤の書類をお持ちでない場合は以下の書類から2点 健康保険資格確認証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書</p>

＜マイナンバーの利用目的＞

マイナンバー（個人番号）は、国公立高等学校等奨学のための給付金の審査（市町村民税所得割額、道府県民税所得割額及び生業扶助受給の有無の確認）に使用します。

また、埼玉県内の県立高校及び市立高校に在学している場合は、次の申請をする際にも、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 高校生等・新修学支援の支給申請
- ・ 高等学校の授業料及び入学料の減免申請
- ・ 一部外国籍生徒に係る高等学校等学び直し支援金の支給申請
- ・ 高等学校専攻科修学支援金の支給申請
- ・ 専攻科の生徒への奨学のための給付金の支給申請

※家庭状況等の都合により、マイナンバーによる税額照会に不利益が生じる方はご相談ください。

【家計急変時点による収入状況】

C. 家計急変世帯の方が提出するもの

全員必要

- ① **申請書**（埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書）
➤ 記入方法は、世帯別の「記入例」（15, 18ページ）を参照してください。

全員必要

- ② **振込口座届**（様式第5号「埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届」）
➤ **通帳の写し等、口座名義のわかる書類を必ず添付してください。**
※ 生徒本人、又は、生計維持者の口座を指定してください。
（生徒又は生計維持者以外の場合、別途「委任状」提出が必要です。学校へご連絡ください。）

全員必要

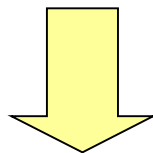
③ **令和8年度(7年分) 課税証明書等**

- 生計維持者全員分の令和8年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が記載されている書類(以下 a~c のいずれか)を提出してください。

提出書類（いずれか1つ）	取得方法
a 令和8年度課税証明書	市町村役場の窓口で取得できます。
b 令和8年度 特別徴収税額決定（変更）通知書	主に会社員の方へ毎年6月頃勤務先を通じて配布されます。
c 令和8年度納税通知書	自営業者や住民税を直接納付している方へ市町村から送付されます。

【提出する上での留意点】

- 証明書等は、原則生計維持者（父母等）全員分が必要です。
⇒ 控除対象配偶者分の省略はできません。（例：父母がいる場合は父と母の両方分）
- やむを得ず、書類の提出が困難な場合は、学校へご相談ください。
- 「a 課税証明書」について
⇒ 写しを提出する場合は、記載された部分が切れないように写しを取ってください。
（確認箇所：氏名・年度・市町村民税所得割・道府県民税所得割）
⇒ 確定申告が必要な方は、申告を済ませた後の証明書をご提出ください。



次ページに続く

全員必要

④ 生計維持者等の家計急変の発生事由や収入状況を証明する書類

➤ 所得要件を満たさない生計維持者全員分の書類(以下 a~c のいずれか)を提出してください。

家計急変の事由		必要書類	具体例
a	給与・所得の減少	家計急変後の収入を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 直近3か月分の給与明細書の写し ➤ 給与支払者による給与支払(見込)証明書(20ページ参照) ➤ 事業所得証明書(21ページ参照) ➤ 税理士又は公認会計士作成の年収見込を証明する書類 等
b	離職・破産	無職・無収入を証明する書類 ※定年退職等は家計急変事由の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 離職票 ➤ 廃業等届出 ➤ 罹災証明書 ➤ 診断書 ➤ 雇用保険受給資格者証 等 ➤ 退職証明書 ➤ 解雇通告書 ➤ 破産宣告通知書 ➤ 非課税証明書
c	離別・死別 (R8.1.1以降に発生したものに限り)	①離別・死別を証明する書類 及び ②家計急変後の収入を証明する書類	<p>①離別・死別を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 離婚届受理証明書 ➤ 死亡診断書 等 ➤ 書類の提出が困難な場合 ⇒ 離別死別した時期を学校担当者にお知らせください。(様式任意) <p>及び</p> <p>②家計急変後の収入を証明する書類 収入がある場合は、それを証明する書類を提出してください。(上記 a 参照)</p>

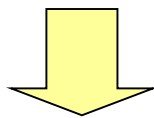
所得割の合計が 105,500 円以上~264,500 円未満であり、扶養する子が 3 人以上いる世帯の場合のみ 要提出

⑤ 扶養親族申告書 (様式第 11 号「扶養親族申告書」)

➤ **令和 8 年度 (令和 7 年 12 月 31 日時点) に実際に扶養している親族 (配偶者を除く) 全員**について記載してください。

※ 課税証明書等に記載されていない令和 8 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することになった子等がいる場合は、証明書類を添付の上、ご提出ください。

※ 扶養親族の生年月日に誤りがないようご注意ください。



次ページに続く

埼玉県外に通学の方のみ 提出

⑥ 生徒本人の在学証明書

- 埼玉県外の公立高校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます

埼玉県外に通学の方のみ 提出

⑦ 個人対象要件証明書

- 埼玉県外の公立高校に在学している場合のみ提出してください。
※ 千葉・茨城・栃木・群馬県の教育委員会を経由して提出する場合は省略できます。

埼玉県内の県立高校に通学する方のみ 提出

⑧ 高等学校等専攻科修学支援金の支給決定通知書の写し

- 埼玉県内の県立高校に在学している場合のみ提出してください。

埼玉県外に通学の方のみ 提出

⑨ 生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等の確認に係る書類

- 埼玉県外の公立高校に在学している方のみ提出してください。
※ 在留資格に応じて提出書類が異なる場合があります。(4 ページ参照)

5 給付（振込）先

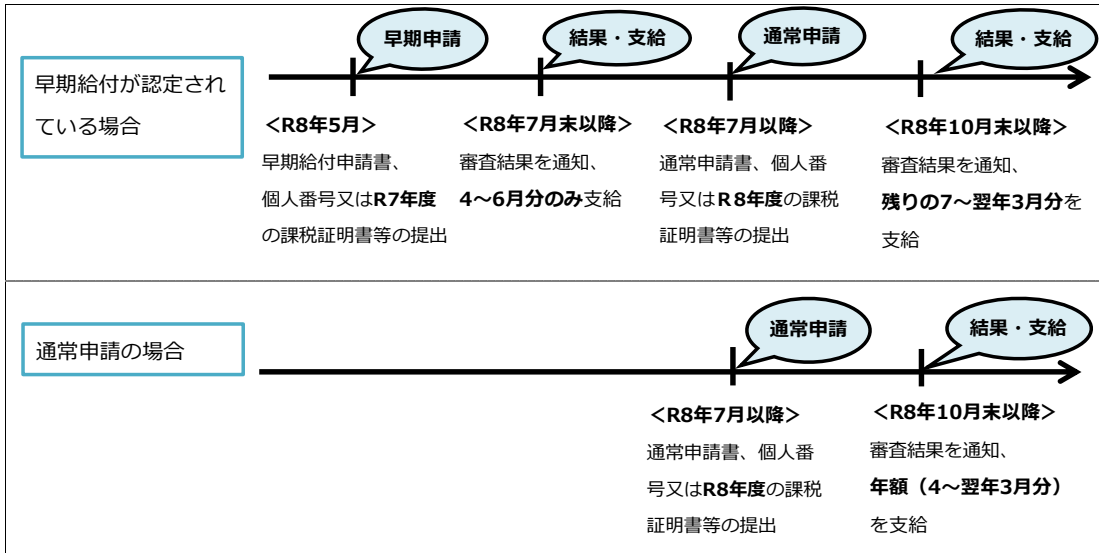
給付金振込口座届（様式第5号）で指定した口座に振り込みます。

※ 振込口座名義が生計維持者または生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要です。

「委任状」が必要な場合は、在学する学校へご連絡ください。

6 申請・給付時期

- 令和8年10月末以降に、指定した口座に振り込みます。
 ※ 申請書の提出が遅れた場合や、提出書類に不備がある場合など、審査状況によって給付時期が遅れる可能性があります。
- 申請と給付の時期については、下部の図を参考にしてください。



7 給付額の違い

(1) 家計急変世帯の給付額について

家計急変の発生時期及び申請の時期によって、給付金額が異なります。

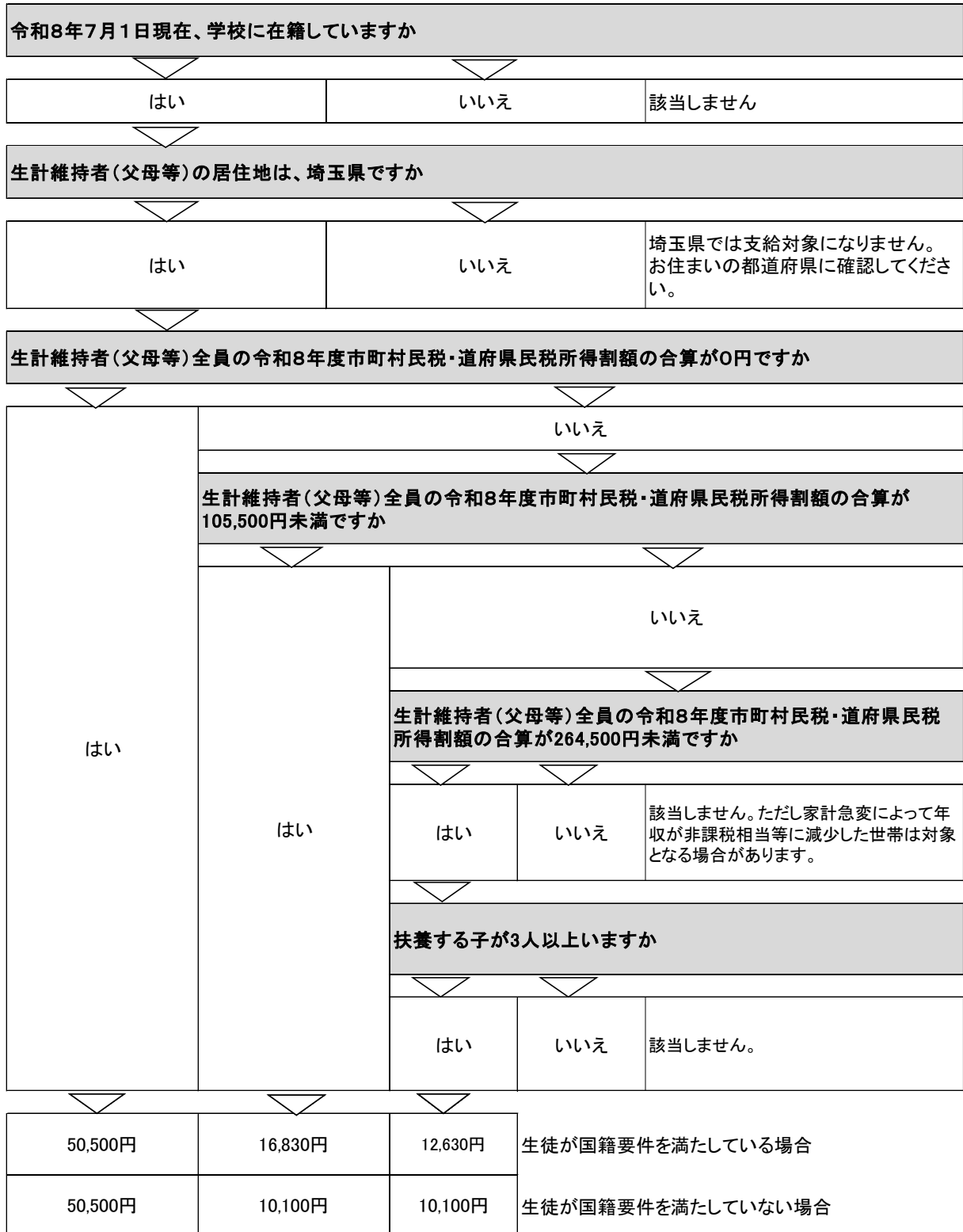
- 7月1日までに家計急変が発生し、期限までに申請した場合……年額を給付
- 7月2日以降に家計急変の場合…申請翌月以降の月数に応じて算定した額を給付

(2) 早期給付（令和8年度新入生のみ）認定者の給付額について

- 早期給付が認定となった方は、給付年額の1/4の額が早期給付分として給付されます。
- このため、通常給付が認定された際には、通常給付で認定された年額から既に給付されている額を差し引いた額が通常給付分として給付されます。

※ 早期給付が不認定となった方も、通常給付を申請できます。通常給付が認定となった場合、年額が給付されます。

8 専攻科の生徒への奨学のための給付金額チェックフロー



質問1 マイナンバーカードを持っていません。

- 通知カードの写しを「貼付台紙」に貼り付けて提出してください。
- 通知カードをお持ちでない場合は、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しを提出してください。住民票は、保護者の住民票のみ提出してください。
住民票の写しを提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。
 - ※ 氏名、住所等が現在と異なる通知カードは提出いただけません。
 - ※ 生徒本人等、保護者以外のマイナンバーが住民票に記載された場合は、保護者以外のマイナンバーを判別できないように黒塗りした上で提出してください。

質問2 マイナンバーカード（写）の代わりに課税証明書の提出でもいいですか。

- マイナンバーカード（写）の代わりに市町村役場発行の令和8年度課税証明書や特別徴収税額決定通知書、納税通知書（写）を提出することも可能です。
- 課税証明書等を提出する場合でも、「貼付台紙」に必要事項を記入して提出してください。

質問3 市町村民税所得割額と道府県民税所得割額とは何ですか。

- 個人住民税の一部です。税額を確認したい場合は、特別徴収税額決定通知書や納税通知書を御確認ください。税額が御不明な場合は、お住まいの市町村役場までご相談ください。

質問4 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

自営業のため給与明細がありません、どうしたら良いですか。

- 給与明細等の収入を証明する書類がない場合は、毎月の収入と支出の状況を証明する「事業所得証明書」（21ページ参照）の提出をお願いします。
- 学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。

質問5 家計急変世帯として「給与・所得の減少」による申請を考えています。

給与明細がもらえない月がありました。何を提出したら良いですか。

- 給与等の支払いがない旨の証明として「給与支払証明書」（20ページ参照）の提出をお願いします。
- 学校に様式がありますので、取り寄せた上で必要事項を記入し、ご提出ください。
原則、3か月分の給与支払額の証明を受けるようお願いします。

質問6 申請日時点で生徒が満18歳以上となり成人である場合の所得確認対象者は誰になりますか。

- 在学中に生徒が成人になった場合であっても入学時に未成年であれば、在学中の所得確認対象者は入学時の保護者のままです。

【記入例表面】

全世帯共通

様式第1号(第5条)		基準日	
(宛先) 埼玉県教育委員会 埼玉県高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金受給申請書【通常申請用】		令和 8 年 7 月 8 日	
① 該当す ② 申請区分にチェックを必ず入れる。 全員記入		①「令和8年7月1日」以降の日付を記入。	
<input checked="" type="checkbox"/> ア 非課税世帯又105,500円未満の世帯(非課税世帯を除く)として申請する。			
<input type="checkbox"/> イ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する。(アの世帯を除く。)			
<input type="checkbox"/> ウ 家計急変世帯として申請する。			
③ 生計維持者の住所・連絡先・氏名・生徒との関係を記入。生計維持者が2人いる場合は、2人分の氏名等を記入。 全員記入		※この欄は学校が使用します。	
② 埼玉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給について、申請する場合、生計維持者情報を記入してください。			
生計維持者住所	基準日現在申請者住所	〒 330 - 9301 埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1	
連絡先	自宅	048-830-6652	携帯 090-000-000
フリガナ	ウラワ タロウ		専攻科生との関係 父母(父・母)・主たる生計維持者
氏名	浦和 太郎		生徒本人
フリガナ	ウラワ ハナコ		専攻科生との関係 父母(父・母)
氏名	浦和 花子		
④ 生徒の氏名・生年月日・在学している学校名等を記入。 全員記入			
フリガナ	ウラワ イチロウ		生徒生年月日 昭和 22 年 5 月 2 日
生徒氏名	浦和 一郎		平成
在学する学校	名称	埼玉県立 〇〇高等学校	学校の種類 専攻科
	所在地	埼玉 都道府県 さいたま 〇〇区 浦和区高砂3-14-2	学年・組・出席番号 1 年 1 組 1 番
過去在籍状況	過去在籍高等学校名	過去在籍期間	過去在籍課程等
過去に高等学校等を卒業・退学・転学等したことがある	立	立	左記学校で給付金を受給した回数
ある	立	立	なし 1回 2回 3回 4回 不明
ない	立	立	なし 1回 2回 3回 4回 不明
※「ある」場合は過去在籍校について、右欄に記入してください。			
⑤ 生徒が現在、在学している高校以外に… ○高校に通っていたことがある場合 → 「ある」を選択し、必要事項を記入。 ○高校に通っていたことがない場合 → 「ない」を選択。			
④ 次の5点を確認の上、☑を付けてください。 全員記入			
・この申請書の内容を正確に記入してください。 ・この内容を確認してチェックを必ず入れる。 ⑥ 求めに従ってその全額を即時返還します。 ・これは埼玉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っておりません。 ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支給対象ではありません。 ・高等学校等専攻科修学支援金の申請内容に虚偽があり、その審査結果に変更があった場合は、埼玉県の求めに従って支給金額の全額を即時返還します。			
⑤ 専攻科修学支援金の申請内容に虚偽があり、その審査結果に変更があった場合は、埼玉県の求めに従って支給金額の全額を即時返還します。			
⑦ 必ずチェックを入れる。 埼玉県内の県立高校の生徒のみ記入		⑧ 埼玉県内の県立高校に在学している場合のみ	
<input checked="" type="checkbox"/> 高等学校等専攻科修学支援金の支給決定通知書を添付します。		下のとおり提出します。	
⑥ 生徒本人の国籍について、該当する方にチェックを必ず入れる。 埼玉県外の公立高校の方のみ記入			
生徒本人の国籍を以下のいずれかを選択してください。		※埼玉県外の公立高校に在学している場合のみ	
①	<input checked="" type="checkbox"/> 日本国籍		
②	<input type="checkbox"/> 日本国籍以外		
⑦ 生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等について、該当するものに☑を付けてください。 埼玉県外の公立高校の方のみ記入			
⑧ 日本国籍以外を選択した場合は、次の①～⑦のいずれかの該当するものに☑をつけ、必要事項を記入してください。 ※①、②は☑のみ			
①	<input checked="" type="checkbox"/> 特別永住者	②	<input type="checkbox"/> 永住者
③	<input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日
④	<input type="checkbox"/> 永住者の親族	⑨ ①～⑦のうち、該当するもの1つにチェックを入れる。 ※保護者ではなく、生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等について回答する。	年 月 日
⑤	<input type="checkbox"/> 家族滞在	<input type="checkbox"/> はい(なし) <input type="checkbox"/> いいえ(なし)	年 月 日
⑥	<input type="checkbox"/> 家族滞在	※③～⑦を選択する場合は、在留期間(満了日)・日本国に永住する意思の有無・学校卒業の有無・日本国で就労する意思の有無を記載することとなるので、忘れずに記載してください。	年 月 日
	日本国の中学校の卒業の有無	<input type="checkbox"/> 卒業した	<input type="checkbox"/> 卒業していない
	日本国で就労する意思の有無	中学校名	所在地 都・道・府・県
⑦	<input type="checkbox"/> 上記以外の在留資格(留学等)	<input type="checkbox"/> はい(あり)	<input type="checkbox"/> いいえ(なし)
	在留期間(満了日)	(西暦) 年 月 日	

【記入例①裏面】

市町村民税・道府県民税所得割額の合算が
0円（非課税）又は105,500円未満の世帯

埼玉県外の公立高校の方のみ記入

⑧ 生徒本人の日本国籍
ア 生徒本人の日本国籍
① 住民票の写し（コピー） ※住民票を提出する場合は、市役所等から発行されたものをそのまま提出する。コピーした住民票は使用できません。
② 特別永住者証明書の写し（コピー） ※特別永住者証明書を提出する場合は、市役所等から発行されたものをそのまま提出する。コピーした住民票は使用できません。

イ ⑦で⑥家族滞在をした
④ ※家族滞在を選択した場合は、ア①～③のうち、提出するもの1つにチェックを入れる。いずれかに加えて、こちらの書類を併せて提出してください。
⑤ ※家族滞在を選択していない場合は、ア①～③のうち、提出するもの1つにチェックを入れる。いずれかに加えて、こちらの書類を併せて提出してください。

・非課税世帯・105,500円未満の世帯、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑨へ
・家計急変世帯の方は⑩へ

⑨ 非課税世帯・105,500円未満の世帯、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。
次の者の個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出します。

非課税世帯・105,500円未満の世帯・
264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯

① (対象の生徒が埼玉県内の県立高校に在学している場合のみ選択可) 生計維持者全員分の個人番号等を専攻科の生徒への奨学のための給付金早期給付又は高等学校等専攻科修学支援金の手続きで提出しているため、省略可 ※専攻科の
② 父母2名分の個人番号カードの写し又は課税証明書等 ※埼玉県内の県立高校に在学する新入生で、早期給付で生計維持者全員の個人番号を提出している場合は、①にチェックをして、提出を省略することができます。
③ ・離婚、死別、未婚等により父母が1名の場合
・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出できない場合 (DV、養育放棄、児童虐待) 等
④ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
・父母が存在しない場合 等
⑤ 生徒本人
・父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

・非課税世帯・105,500円未満の世帯の方は記入完了
・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑩へ

⑩ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。
ア 扶養親族数が記載された個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出します。

① ⑨で提出した個人番号カードの写し又は課税証明書等により、生計維持者全員分の扶養親族数を証明できる。
※ 個人番号による税額照会が扶養親族数を確認できない場合、課税証明書等を提出してください。
イ 扶養親族数を証明する書類を提出します。
① 扶養親族数を証明する書類(必須)
② 令和8年1月1日以後、出生等により新たに扶養するようになった子等がいる場合、それを証明する書類
(ア) 生計維持者の実子 (出生証明書、母子手帳、戸籍抄本)
(イ) 生計維持者に委託された里子 (里親委託証明書、その他)
(ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 (特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本)

非課税世帯・105,500円未満の世帯
はこの欄の記入は不要。

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は記入完了

家計急変世帯

⑪ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。
(生計維持者全員分必要です。)

理由	証明する書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(⑩イの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
給与・所得の減少のため	課税証明書等 給与明細等 事業所得証明書	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
離職・破産のため	課税証明書等 離職票 雇用保険受給資格者証 その他 ()	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
死別・離別のため	課税証明書等 その他(保護者等の死亡や離別等を証明する書類等) (必須) () ※ 書類の名前を記入してください。	扶養親族申告書	出生証明書 母子手帳 戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
給与・所得の減少のため	課税証明書等 給与明細等 事業所得証明書		
離職・破産のため	課税証明書等 離職票 雇用保険受給資格者証 その他 ()		

【記入例②裏面】

市町村民税・道府県民税所得割額の合算が
264,500円未満、かつ、扶養する子が3人以上いる世帯

埼玉県外の公立高校の方のみ記入

⑧ 生徒本人の日本国籍
ア 生徒本人の日本国籍
① 住民票の写し(市町村発行のもの) ※住民票を提出する場合は、市役所等から発行されたものをそのまま提出してください。 ※いずれか1つを提出してください。
② 特別永住者証明書の写し(コピー) ※住民票を提出する場合は、市役所等から発行されたものをそのまま提出してください。 ※いずれか1つを提出してください。
イ ⑦で⑥家族滞在を選択した場合、ア①～③の書類を提出してください。(家族滞在以外⑦①～⑤、⑦)は不要です。
④ ※家族滞在を選択した場合、ア①～③の書類を提出してください。(家族滞在以外⑦①～⑤、⑦)は不要です。
⑤ 中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※小中両方の証明書が必要

・非課税世帯・105,500円未満の世帯、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑨へ
・家計急変世帯の方は⑩へ

⑨ 非課税世帯・105,500円未満の世帯、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。
次の者の個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出します。

非課税世帯・105,500円未満の世帯・
264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯

① (対象の生徒が埼玉県内の県立高校に在学している場合のみ選択可) 生計維持者全員の個人番号等を専攻科の生徒への授業のための給付金早期給付又は高等学級等専攻科修学支援金の手続きで提出しているため、省略可 ※専攻科の生徒へ授業料を免除している場合は、①にチェックをして、提出を省略することができます。
② 父母2名分の個人番号カードの写し又は課税証明書等
③ 父母1名分の個人番号カードの写し又は課税証明書等
④ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分の個人番号カードの写し又は課税証明書等
⑤ 生徒本人の個人番号カードの写し又は課税証明書等

・非課税世帯・105,500円未満の世帯の方は記入完了
・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑩へ

⑩ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。

ア 扶養親族数が記載された書類(課税証明書等)を提出する場合は、扶養親族数が記載されていることを確認して、チェックを入れる。

イ 扶養親族数を証明する書類(必須)
① 扶養親族数を証明する書類(必須) 扶養親族申告書
② 令和8年1月1日以降に新たに扶養するようになった子等がある場合、その扶養親族数を証明する書類
出生証明書、母子手帳、戸籍抄本
里親委託証明書、その他
特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は記入完了
家計急変世帯

⑪ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。(生計維持者全員分必要です。)

理由	証明する書類(必須)	証明する書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(①イの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
給与・所得の減少のため	課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書	扶養親族の人数を証明する書類(①イの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
離職・破産のため	課税証明書等	無職となったことを証明する書類(必須) 離職票、雇用保険受給資格者証、その他	扶養親族の人数を証明する書類(①イの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
死別・離別のため	課税証明書等	その他(保護者等の死亡や離別等を証明する書類等)(必須) ※書類の名前を記入してください。	扶養親族の人数を証明する書類(①イの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
給与・所得の減少のため	課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書	扶養親族の人数を証明する書類(①イの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
離職・破産のため	課税証明書等	無職となったことを証明する書類(必須) 離職票、雇用保険受給資格者証、その他	扶養親族の人数を証明する書類(①イの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯はこの欄の記入は不要。

【記入例③裏面】
家計急変世帯

埼玉県外の公立高校の方のみ記入

⑧ 生徒本人の日本国籍 ⑩ ①～③のうち、提出するもの1つにチェックを入れる。
 ア 生徒本人の日本国籍 ※住民票を提出する場合は、市役所等から発行されたものをそのまま提出する。
 ① 住民票の写し(市) ※コピーした住民票は使用できません。
 ② 特別永住者証明書の写し(コピー) ③ 在留カードの写し(コピー) ※いずれか1つを提出してください。

イ ⑦で⑥家族滞在を選択した場合は、ア①～③の書類を提出します。(家族滞在以外(⑦①～⑤、⑦)は不要です。)
 ④ ※家族滞在を選択した場合は、⑦①～⑤、⑦の書類を併せて提出してください。 中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ※小中両方の証明書が必要

・非課税世帯・105,500円未満の世帯、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑨へ
 ・家計急変世帯の方は⑩へ

⑨ 非課税世帯・105,500円未満の世帯、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、該当するものに☑をつけてください。
 次の者の個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出します。 **非課税世帯・105,500円未満の世帯、264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯**

①	<input type="checkbox"/>	(対象は、生徒が埼玉県内の県立高校に在学している場合のみ選択可) 生計維持者全員分の個人番号等を専攻科の生徒への奨学のための給付金早期給付又は高等学校等専攻科修学支援金の申請で提出しているため、省略する。 ※専攻科の生徒への奨学のための給付金の受給資格認定のために利用することに同意する。
②	<input type="checkbox"/>	父母2名分
③	<input type="checkbox"/>	父母1名分 ・離婚、死別、未婚等により父母が1名の場合 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出できない場合(DV、養育放棄、児童虐待)等
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・父母が存在しない場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

家計急変世帯はこの欄の記入は不要。

・非課税世帯・105,500円未満の世帯の方は記入完了
 ・264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は⑩へ

⑩ 264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯として申請する場合、理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。
 ア 扶養親族数が記載された個人番号カードの写し又は課税証明書等を提出します。

① ⑨で提出した個人番号カードの写し又は課税証明書等により、生計維持者全員分の扶養親族数を証明できる。
 ※ 個人番号による税額照会では扶養親族数を確認できない場合、課税証明書等を提出していた場合があります。

イ 扶養親族数を証明する書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	扶養親族数を証明する書類(必須)	扶養親族申告書
②	<input type="checkbox"/>	令和8年1月1日以降、出生等により新たに扶養することとなった子等がいる場合、それを証明する書類	(ア)生計維持者の実子 出生証明書・母子手帳・戸籍抄本
			(イ)生計維持者に委託された里子 里親委託証明書・その他
			(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 特別養子縁組の確定証明書・戸籍抄本

264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯の方は記入完了

家計急変世帯

⑪ 家計急変世帯として申請する場合、生計維持者それぞれの家計急変の理由に☑をつけ、提出する書類に○をつけてください。
 (生計維持者全員分必要です。)

	家計急変前の収入額を証明する書類(必須)	直近の収入を証明する書類(必須)	扶養親族の人数を証明する書類(⑩イの世帯のみ必須)	課税証明書等に記載されていない扶養親族がいる場合
生計維持者①	<input checked="" type="checkbox"/> 給与・所得の減少のため	課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書	扶養親族申告書 出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	<input type="checkbox"/> 離職・破産のため	課税証明書等	無職となったことを証明する書類(必須) 離職票、雇用保険受給資格者証、その他()	扶養親族申告書 出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 里親委託証明書 特別養子縁組の確定証明書
	<input type="checkbox"/> 死別・離別のため	課税証明書等	その他(保護者等の死亡や離別等を証明する書類等)(必須) ※ 書類の名前を記入してください。	扶養親族申告書 出生証明書、母子手帳、戸籍抄本
生計維持者②	<input checked="" type="checkbox"/> 給与・所得の減少のため	課税証明書等	給与明細等、事業所得証明書	「給与・所得の減少」または「離職・破産」で一方の生計維持者が元々非課税の場合は、当生計維持者のチェックは不要ですが、非課税証明書等は必ず提出してください。
	<input type="checkbox"/> 離職・破産のため	課税証明書等	無職となったことを証明する書類(必須) 離職票、雇用保険受給資格者証、その他()	

⑫ 該当する項目にチェックを入れる。

離別・死別等を理由に申請する方も、収入がある場合は直近の収入を証明する書類を御提出ください。その際、課税証明書等も必ず提出してください。

個人番号カード（写）等貼付台紙


国公立高等学校、私立高等学校、認定手続済みの私立高等学校、また、埼玉県において、提出された個人番号カード（写）等貼付台紙に、保護者等の個人番号を名分提生活保護情報を取得することに同意した場合、埼玉県が行う授業料等減免審査等に同意します。

申請日現在の住所を記入してください。

埼玉県立埼玉高等学校	(全日制)	定時制	通信制	専攻科	1	1	1
フリガナ 姓 ウラワ	名 イチロウ	学科	学年	クラス	番号		
氏名 浦和 一郎							
生年月日 昭和 22 年 5 月 2 日 平成	住所	〒 330-9301 埼玉 都 さいたま 市 浦和区高砂3-15-1					

生計維持者等①	フリガナ 姓 ウラワ	名 ハナコ					
	氏名 (同意者署名) 浦和 花子						
	生年月日 昭和 54 年 6 月 30 日 平成						
	生徒との続柄 (父・母) その他()						
住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						


※このカードはほかのものは、お手持ちですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコンタクトセンター 0800-000-0000(24時間受付)



貼付付けてください。

生計維持者等②	フリガナ 姓 ウラワ	名 タロウ					
	氏名 (同意者署名) 浦和 太郎						
	生年月日 昭和 50 年 5 月 9 日 平成						
	生徒との続柄 (父・母) その他()						
住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						

※このカードはほかのものは、お手持ちですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコンタクトセンター 0800-000-0000(24時間受付)



貼付付けてください。

注) 個人番号カード、個人番号通知カードの写しが提出できない又は住民票記載事項証明書等を本台紙と合わせて提出願(上記生計維持者のみが記載された住民票等)にしてください。

申請日現在の住所と、令和8年1月1日現在の住所が異なる場合は、こちらに令和8年1月1日現在の住所を記入してください。

以下、学校記入

学校受付日	学校コード	生徒コード
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

※学校コード、生徒コードは埼玉県内の県立高校のみ記入。

専攻科の生徒への奨学のための給付金(給)

①給与支払日以降の日付を記入。

令和 8 年 7 月 8 日

給与支払証明書

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名

浦和 太郎

住所
所在地

埼玉県

さいたま市浦和区高砂3-15-1

2 雇用年月日

③会社が雇用を開始した日を記入。

(令和 3年 4月 1日)

3 直近3か月の給与支払の実績 (給与等の支払いがない月は0円と記入)

※ 通勤手当等の課税されないものを除いて記入してください。

④給与支払の実績を記入。

給与支払日	①給与支払額	②賞与等	総支給額 (①+②)	備考
令和 8 年 4 月 21 日	130,000 円	0 円	130,000 円	
令和 8 年 5 月 21 日	20,000 円	0 円	20,000 円	
令和 8 年 6 月 21 日	30,000 円	50,000 円	80,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

⑤事業主から証明を受けてください。

事業所所在地

埼玉県さいたま市浦和区高砂●-●●-●

電話番号

048 (830) ●●●●

事業所名称

さいたま株式会社

事業主氏名

代表取締役 大宮 花子

専攻科の生徒への奨学のための給付金(家計急変)参考様式

①記入日を書く。

(記入日)
令和8年7月8日

事業所得証明書

②証明される申請者の氏名と住所を記入。

氏名	浦和 太郎	住所所在地	埼玉県 さいたま市浦和区高砂3-15-1
----	--------------	-------	-------------------------

2 直近1年間における各月の収入及び支出の状況

③直近の収入及び支出の状況を記入。

※ 従業員の給与は、「②仕入・経費」欄に計上すること。(配偶者の専従者給与を含む。)

※ 可能な限り直近1年間の状況を記入すること。(減収後3か月の実績額は必須)

年	月	①収入(売上)	②仕入・経費	所得(①-②)	備考
令和7年	7月	150,000 円	90,000 円	60,000 円	
	8月	0 円	80,000 円	-80,000 円	入院のため休業
	9月	0 円	0 円	0 円	入院のため休業
	10月	280,000 円	100,000 円	180,000 円	
	11月	230,000 円	100,000 円	130,000 円	
	12月	250,000 円	130,000 円	120,000 円	
令和8年	1月	170,000 円	90,000 円	80,000 円	
	2月	130,000 円	80,000 円	50,000 円	
	3月	130,000 円	90,000 円	40,000 円	
	4月	170,000 円	90,000 円	80,000 円	
	5月	160,000 円	70,000 円	90,000 円	
	6月	150,000 円	70,000 円	80,000 円	

上記のとおり証明します。

※ 虚偽の記載を行い不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき刑罰が科されることがあります。

④事業主による証明を記入してください。

事業所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話番号 048 (830) ●●●●

事業所名称 株式会社URAWA

事業主氏名 代表取締役 浦和 太郎

様式第11号

令和 8年 7月 20日

扶養親族申告書

(宛先)
埼玉県教育委員会

〒 330-9301
生計維持者①住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

生年月日 昭和54年6月30日

氏名 浦和 太郎

〒 330-9301
生計維持者②住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

生年月日 昭和50年5月9日

氏名 浦和 花子

令和7年12月31日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第314条の2第1項第1号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が16歳未満の扶養親族、並びに令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者①との続柄
1	浦和 一郎	平成18年4月2日	子
2	浦和 教子	昭和56年9月9日	妹
3			
4			
5			

○生計維持者②の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1	浦和 料子	平成17年5月3日	子
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】

令和7年12月31日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族(配偶者を除く)を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。

(確認ができる書類)

- ・年末調整の令和6年分扶養控除等(異動)申告書の写し
- ・令和7年分給与所得の源泉徴収票
- ・令和7年分確定申告書の写し(扶養親族が記載されている部分) など

○令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養することになった子等(証明書類必須)

	氏名	生年月日
1	浦和 育次郎	令和8年3月10日
2		
3		

【記入上の注意事項】

「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類(コピー可)
(ア) 生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ) 生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【以下、事務担当者記入欄】※申告者は記入しない

扶養する子の数の合計 _____人

様式第5号（第5条）

申請者全員が必ず提出してください。
※ 本様式の提出がない場合は、奨学のための給付金が支給されません。
※ 申請後に口座に変更があった場合は、速やかに学校担当者まで申し出てください。

(宛先)

令和 年 月 日

埼玉県教育委員会

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金振込口座届

申請者（父母等）氏名 _____
支給対象高校生等氏名 _____
支給対象高校生等在籍校名 _____

埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名		支店名	
口座番号	普通預金		
口座名義	フリガナ		
	名前		

記入上の注意

- 1 口座名義は、原則申請者（父母等）本人の名義とすること。
- 2 預金通帳等の写し等、口座番号等の上記内容が確認できるものを下部に添付すること。
- 3 振込口座名義が生計維持者又は生徒以外の場合、別途「委任状」の提出が必要であるため、在学する学校へ連絡してください。

預金通帳等添付欄

※ 通帳見開き部分（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）等が書いてあるページ）の写しを添付してください。